

④ 債権放棄と寄附金

Q : 得意先でここ数年業績が悪く、売掛債権が滞っているところがあります。回収の見込みも少ないことから、債権放棄して貸倒損失として計上しようと思いますが、問題ありますか？

A : 事実認定になりますが、寄附金とされる場合もあります。

【解説】

税務では、次の要件に該当する場合に貸倒損失の計上を認めています。

- (1) 金銭債権の全部又は一部を切捨てた場合
- ① 金銭債権が会社更生法や会社法、民事再生法の規定による法的手続きにより債権が切り捨てられた場合
 - ② 債権者集会など関係者間の協議により合理的な基準で債権が切り捨てられた場合
 - ③ 債務者の債務超過の状態が相当期間継続しており弁済が不可能であると認められる先に対して書面で債権放棄して債務者に通知する場合
- (2) 回収不能の金銭債権の貸倒れ
債務者の資産状況、支払能力からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合
- (3) 一定期間取引停止後弁済がない場合の貸倒れ
債務者と取引停止してから1年以上経過した場合、その他一定の場合
- お尋ねの場合は(1)③に該当しますが、相手方に返済能力があると認められる場合には、寄附金と認定される場合があります。

